

「Go To 五島!!人材マッチングツアー」事業業務委託公募型 プロポーザル実施要領

1 目的

五島市は、仕様書に定める「Go To 五島!!人材マッチングツアー」事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたり、その契約相手方をプロポーザル方式で公募し、選定する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 「Go To 五島!!人材マッチングツアー」事業業務
- (2) 契約内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和5年2月28日まで
- (4) 契約相手方の選定方法
 - ①書類選考型プロポーザル方式により選定する。
 - ②提出された企画提案を書面審査のうえ、最優秀提案者を選定する。
 - ③審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。

3 予算額

4, 956, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※見積額は上記予算額を超えてはならない。

4 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による申し立てをしていない又はされていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産法手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下でないこと。
- (7) 他に応募している法人と主たる役員が重複していないこと。

5 スケジュール（予定）

令和4年5月 9日（月）	公募開始・五島市ホームページへの掲載
令和4年5月20日（金）	質疑の受付期限
令和4年5月24日（火）	質疑への回答
令和4年5月27日（金）	参加申込書の提出期限

令和4年5月31日（火） 提案書等の提出期限
令和4年6月1日（金）以降 プレゼンテーション（テレビ会議）
令和4年6月6日（月）以降 審査結果の通知

6 参加意思の確認

本審査に参加する事業者は、次のとおり書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類 参加申込書（様式1）及び暴力団等排除に関する誓約書
- (2) 提出方法 持参または郵送
- (3) 提出期限 令和4年5月27日（金）17時必着

7 質問及び回答

- (1) 受付期限 令和4年5月20日（月）17時必着
- (2) 提出方法 質問書（様式2）を電子メールにより提出し、必ず電話で送信した旨を連絡すること。
- (3) 回答方法 質問書を提出した事業者に対し、令和4年5月24日（火）までに電子メールにて回答を送信するとともに、ホームページへ掲載する。
なお、評価に対する質問が契約相手方の選定に公平性を保てないと判断した場合には回答しない。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 ①提案書（様式3）
②提案者に関する調書（様式4）
③業務実施体制調書（様式5）
④見積書（任意様式）
⑤当該業務に必要な旅行業登録票等の写し
- (2) 提出期限 令和4年5月31日（火）17時必着
- (3) 提出場所 実施要領「12 お問い合わせ・提出先」のとおり
- (4) 提出部数 原本1部 副本5部
- (5) 提出方法 持参または郵送
- (6) 提案書及び見積書作成にあたっての留意事項
 - ①提案書
 - ・本事業全般について専門的な知識をもったうえでの提案に努めること。
 - ・抽象的な表現は避け、できる限り現実的・具体的な提案に努めること。
 - ・提案書の作成にあたっては要点を簡潔に記述すること。
 - ・提案書作成及びこれに係る付帯作業に関する経費等は、提案者の負担とする。
 - ・提出された提案書については、返却しないものとする。
 - ②見積書
 - ・見積書は任意様式とするが、金額は消費税込みで見積限度額内とする。なお、消費税の税率は10パーセントで算定し、その額を明記すること。
 - ・旅行代金と広告宣伝費の積算内訳がわかるように明記すること。

9 提案の審査及び評価

提案の審査及び評価は、次のとおりとする。

(1) 審査方法

提案書及びプレゼンテーション内容について、各審査員が審査のうえ、委託候補者を選定する。

(2) 評価基準

次の評価基準に基づき評価する。

点数は合計100点満点とし、配点は以下のとおりとする。

①資格審査及び遂行体制等確認

項目	提案項目	評価内容	評価
1 会社概要、実績	事業者名(正式名称)、設立年、事業所の本社所在地、事業所数、今回の業務の拠点となる事業所の所在地、事業者の主要な事業の概要、代表者名、正社員の人数、本事業の類似業務の受託実績	会社の規模により業務を発注するものではないが、受託実績に関しては評価の対象とする。また、提案内容に優劣つけがたい場合で見積価格も同額ならば、五島市内あるいは長崎県内に支店や営業所がある場合は、優先する。	10点
2 業務の遂行体制	氏名、役職、経歴、主な研究分野等、メンバーの一覧表、遂行体制がわかる樹形図等	組織としての対応能力、機動力、役割分担の明確さなどの体制を総合的に評価する。	10点

②「Go To 五島!!人材マッチングツアー」事業業務

項目	提案項目	評価内容	評価
1 本事業を企画し、実施する。	どのような内容のツアーを実施するのかを提案し、ターゲットとなる業種や視察及び体験先については具体的な事業所を提案する。	事業の目的に合致した内容のツアーとなっているか、魅力的な内容のツアーとなっているか、事業の目的に合致した視察及び体験先を選定しているか、その妥当性、独創性を評価する。	30点
2 ツアー参加者を集客する。	ツアー参加者をどのように集客するか、広報手段、参加者選定方法を提案する。	事業の目的に合致したツアー参加者を集客できるか、集客のための有効な広報手段を計画しているか、五島市に興味のある人材、特に、移住定住及び就業に興味のある人材を優先的に選定できるか、その妥当性、有効性、独創性を評価する。	45点
3 費用	本事業に係る見積金額を提案する。	見積金額の妥当性を評価する。	5点

1 0 選定方法

- (1) 9 「提案の審査及び評価」に沿って、審査員が評価、採点を行い、総評価点が最高点の者を契約候補者とする。
- (2) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を契約候補者とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、当該応募者を契約候補者とする。60%未満の場合には、再度、公募を実施する。
- (4) プレゼンテーションの実施方法については、次のとおりとする。
 - ① 実施日 令和4年6月3日(金)以降
※詳細な日時については、応募状況により変動する可能性がある。募集締切後に提案者に対し、別途時間を連絡する。
 - ② 時間配分 15分程度(プレゼンテーション8分、質疑7分)

1 1 審査結果

審査結果は、各提案者に電子メールにて通知するものとする。なお、審査結果に関する異議、質問等は一切受付けないものとする。

1 2 お問い合わせ・提出先

五島市 産業振興部 商工雇用政策課 雇用・起業促進班

住 所 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

T E L 0959-72-7862 (直通)

F A X 0959-74-1994 (代表)

E-mail shoukou@city.goto.lg.jp